

横浜市瀬谷区民文化センター
指定管理者選定評価委員会

選定結果報告書

令和3年1月

1 趣旨

横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市瀬谷区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）により、応募団体から提出された提案書類の審査及び公開による面接審査を行いましたので、審査結果を報告します。

選定評価委員会では公募要項であらかじめ定めた「評価基準項目」に従い、応募団体から提出された提案書類の審査を行い、その後の面接審査において、応募団体からの提案説明及び選定評価委員による質疑を行い、指定候補者を選定しています。

2 公募対象施設

横浜市瀬谷区民文化センター

3 指定期間（予定）

令和4年3月1日から令和9年3月31日まで

4 横浜市瀬谷区民文化センター指定管理者選定評価委員会 委員

委員長 藤嶋 俊會（美術評論家連盟会員）
委員長職務代理者 新谷 たか枝（瀬谷区ジュニアコンサート実行委員会委員長）
委員 網代 宗四郎（瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会会長）
小川 肇（瀬谷区美術協会会長 横浜市武道連絡協議会会長）
廣瀬 昌子（廣瀬昌子税理士事務所 税理士）
松本 幸一（瀬谷区美術展実行委員会委員長）

5 指定候補者 選定の経過

項目	日程
第1回選定評価委員会（傍聴者1人） ・公募要項、審査基準の決定	令和2年7月30日
公募要項等の配布	令和2年8月13日～10月30日
応募者説明会	令和2年8月25日
公募要項等に関する質問受付 （4団体、114件）	令和2年8月26日～9月11日
公募要項等に関する質問回答	令和2年10月8日
応募書類の受付（4団体申請）	令和2年10月29日・30日
第2回選定評価委員会（傍聴者3人） ・審議、指定候補者の選定 面接審査：4団体	令和3年1月15日

6 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市瀬谷区民文化センター 指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準項目」に従っ

て、応募団体から提出された応募書類を審査し、面接審査において、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者を選定しました。

なお、評価は、各委員が210点満点としました。また、応募団体の点数については、各委員の合計点（1260点満点）とし、最低基準は756点（最高得点の6割）としました。

評価基準項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況			10
(1) 団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・ 事業収益性、経営安定性、借入余裕度等が健全であるか 	様式 10、11	10
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			20
(1) 市の文化政策かつ施設の使命への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の文化政策及び施設の使命を理解しているか。 	様式 12	10
(2) 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解したものか。また、公益性の高いものか。 ・ 施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか 	様式 13	10
3 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） ・ 配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・ スタッフの育成に関する考え方が適切か ・ 館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか ・ 事件・事故、災害等の対応に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか ・ 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の施設として、市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・ 5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。 	様式 14、15	20
4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）			100
「使命1：文化芸術活動の活動と体験の場となる」を達成するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 16-1、2	15
「使命2：文化芸術活動を担う人材を育む」を達成するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 17-1、2	15
「使命3：文化・芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 18-1、2	15
「使命4：文化芸術活動を媒介として地域の力を結びつけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・ 提案された事業によって使命を果たすことができ 	様式 19-1、2	15

る」を達成するための提案	ると考えられるか。また、その理由は的確なものか。		
「使命5：あらゆる人を文化活動に受け入れる」を達成するための提案	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式20-1、2	20
「使命6：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための提案	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式21-1、2	20

5 収支計画及び指定管理料	30
----------------------	-----------

(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか 	様式22-A、22-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか 経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か 	様式23	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス(指定管理料の提案含む)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか 5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 	様式24	10

6 総合	20
-------------	-----------

(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	<ul style="list-style-type: none"> 業務の基準に定める「瀬谷区民文化センターに求められる使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 市民理解が得られる公益性がある提案内容か。 	様式25	10
(2) 提案書全体に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は公募の趣旨や施設の役割を理解しているものになっているか。 提案書は正確に記載されているか。 		10

小計 (A)	200
---------------	------------

その他(加減要素)	±10
------------------	------------

市内中小企業等であるか 【必須評価基準項目】	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10
---------------------------	---	--	----

小計 (B)	10
---------------	-----------

合計 (C=A+B)	210
-------------------	------------

7 応募団体（50音順）

- (1) アクティオ株式会社
- (2) 神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体
- (3) 相鉄企業株式会社
- (4) 株式会社横浜メディアアド

8 応募者の資格について

いずれの団体も欠格事項に該当していないことを確認しました。

<応募条件等>（公募要項抜粋）

(6) 応募条件等

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体又は共同事業体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

9 審査結果

評価基準項目（配点）	指定候補者	次点候補者
	神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体	アクティオ株式会社
1 団体の状況（60点）	52	50
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針（120点）	108	106
3 職員配置・育成（120点）	108	96
4 事業計画（600点）	487	509
5 収入計画及び指定管理料（180点）	140	142
6 総合（120点）	102	102
7 その他（60点）	60	0
合計点数（1260点満点）	1057点	1005点

10 審査講評

(1) 神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体（指定候補者）

共同事業体としての施設管理・運営の実績が十分にあり、構成団体との関係性においても信頼できる施設管理、運営が期待できました。職員の研修や育成体制も整えられており将来を見据えた提案となっております。瀬谷公会堂との連携や文化・芸術活動を支援する事業提案にも期待をしています。

(2) アクティオ株式会社（次点候補者）

提案書の事業計画について丁寧で分かりやすいプレゼンテーションでした。書類だけでは分からなかった、団体の提案に対する考え、姿勢の部分が高く評価されました。

指定管理料に対する企業努力も高く評価されました。

ただし、指定候補者と比較すると、職員の配置、育成部分での方針について不安な部分があり、点が伸びませんでした。

11 総評

4団体から応募があり、実績や経験を生かした提案がされました。選定評価委員会で議論し、厳正に審査をした結果、委員6人の合計点が1057点で指定候補者に神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体、1005点で次点候補者にアクティオ株式会社と決定しました。

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体が指定管理者となった時には、瀬谷区の文化芸術の発信拠点となるよう、提案された取り組みを着実に実行していただき、利用者に寄り添えるよう、周囲の声に耳を傾ける機会を設ける等の工夫をして、日頃よりサービス向上、効率的な施設管理運営に努力していただくことを期待しています。